

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築士法による行政処分（二件）……………一
- ………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…一
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………二
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…二
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………二
- ………（環境局総務部環境政策課）…二
- 都道の区域変更（二件）……………三
- ………（建設局道路管理部路政課）…三
- 告示（選）
- 政治団体の届出……………五
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………六
- 政治団体の解散の届出……………八
- 資金管理団体の指定の届出……………九
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………一〇
- 資金管理団体がなくなった旨の届出……………一三
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………一三
- ………（生活文化スポーツ局都民生活管理部法人課）…一三
- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…一三

告示

●東京都告示第六十二号

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
 ……（産業労働局商工部地域産業振興課）…三

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第十条第一項の規定による建築士の処分をしたので、同条第五項及び建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第六条の三の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年一月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

氏名

常陸 智

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第八四七九八号

二 処分をした年月日

令和五年十二月二十二日

三 処分の内容

令和六年二月一日から業務停止五月

四 処分の原因となった事実

千葉県内の建築物について、虚偽の確認済証を作成し、関係者にメッセージアプリを通じて送付したこと、建築確認申請手続の代理者として、無確認で工事が行われることを容認したこと、及び便利屋を雇い検査員を装わせ、

完了検査が行われたかのように関係者に偽装したことが、法第十条第一項第二号に該当するため

●東京都告示第六十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第二十六条第一項及び第二項の規定による建築士事務所の処分をしたので、同条第四項において準用する法第十条第五項及び建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第二十二条の六の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年一月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 名称

株式会社小島工業東京支店一級建築士事務所

(二) 所在地

新宿区大久保二丁目六番十六号 平安ビル10F B号室

(三) 開設者の名称及びその代表者の氏名

株式会社小島工業 渡部 英吾

(四) 建築士事務所の別

一級建築士事務所

(五) 登録番号

東京都知事登録第六二九八九号

二 処分をした年月日

令和五年十二月二十二日

三 処分の内容

建築士事務所の登録の取消し

四 処分の原因となった事実

法第二十三条の五第一項の規定に違反し、開設者の法人の役員の氏名の変更の届出を行っていないため及び法第二十四条第一項の規定に違反し、一級建築士事務所を管理する専任の一級建築士を置いていないことが、法第二十三条の四第一項第十号に該当するため

●東京都告示第六十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えて縦覧に供する。

令和六年一月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

令和四年十一月四日

稲城市大字大丸字八号九百七十七番一から同番三までの各一部

延長 二五・二三 幅員 四・〇〇

●東京都告示第六十五号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、GLP昭島プロジェクトについて、環境影響評価書案

(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和六年一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

昭島市

つつじが丘一丁目、つつじが丘二丁目、つつじが丘三丁目、上川原町、拝島町、美堀町一丁目、美堀町二丁目、美堀町三丁目、美堀町四丁目、美堀町五丁目、武蔵野二丁目、武蔵野三丁目、大神町、宮沢町及び田中町の区域

立川市

西砂町一丁目、西砂町二丁目、西砂町五丁目、西砂町六丁目、西砂町七丁目、一番町二丁目、一番町三丁目、一番町四丁目、一番町五丁目及び一番町六丁目の区域

武蔵村山市

伊奈平一丁目、伊奈平二丁目、伊奈平三丁目、伊奈平四丁目、伊奈平五丁目、伊奈平六丁目、三ツ木及び残堀一丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

昭島特定目的会社

取締役 名古屋 秀和

中央区八重洲二丁目二番一号 八重洲セントラルタワー

一十六階

昭島一ロジスティック特定目的会社

取締役 北川 久芳

中央区八重洲二丁目二番一号 八重洲セントラルタワー

一十六階

三 対象事業の名称及び種類

GLP昭島プロジェクト

建築物の建築の用に供する目的で行う土地の造成、自動車駐車場の設置、工場の設置

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、昭島市のJR青梅線昭島駅の北側、西武鉄道拝島線西武立川駅の南側に位置する既存のゴルフ場、ゴルフ練習場及び宿泊施設等の跡地において、駐車場の設置を含んだ物流施設(一部に工場を含む。)及びデータセンターを主要用途とする建築物を建設するための土地の造成を行うものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

令和六年一月三十日から同年二月二十八日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 昭島市環境部環境課

昭島市田中町一丁目十七番一号

イ 立川市環境下水道部環境対策課

立川市泉町千百五十六番地の九

ウ 武蔵村山市環境部環境課

武蔵村山市本町一丁目一番地の一

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は東京電子自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サービス（以下「電子申請サービス」という。）

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和六年三月十四日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目

八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessments/reading_guide/index.html

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(12)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1.大気汚染	<p>工事の施行中</p> <p>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素については、工事着工後8～19ヶ月目の将来予測濃度（年平均値）を日平均値の年間98%値に換算した結果が0.04395ppmと予測され、評価の指標とした「日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下」を満足する。なお、将来予測濃度（年平均値）に対する建設機械の稼働に伴う寄与率は54.7%である。</p> <p>浮遊粒子状物質については、工事着工後3～14ヶ月目の将来予測濃度（年平均値）を日平均値の2%除外値に換算した結果が0.04667mg/m³と予測され、評価の指標とした「日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下」を満足する。なお、将来予測濃度（年平均値）に対する建設機械の稼働に伴う寄与率は16.2%である。</p> <p>【造成工事に伴う一般粉じんの降下する量】</p> <p>予測地点における降下ばいじんの最大値は1.7～4.0t/km²/月と予測され、評価の指標とした「工事寄与の降下ばいじん量が10t/km²/月以下」を満足する。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来予測濃度（年平均値）を日平均値の年間98%値に換算した結果が0.027824～0.029761ppmと予測され、評価の指標とした「日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下」を満足する。なお、将来予測濃度（年平均値）に対する工事用車両の走行に伴う寄与率は0.01～5.03%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来予測濃度（年平均値）を日平均値の2%除外値に換算した結果が0.0400013～0.0400680mg/m³と予測され、評価の指標とした「日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下」を満足する。なお、将来予測濃度（年平均値）に対する工事用車両の走行に伴う寄与率は0.01未満～0.05%である。</p> <p>工事の完了後</p> <p>【計画建築物の設備の稼働に伴う二酸化窒素の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来予測濃度（年平均値）を日平均値の年間98%値に換算した結果が0.02799ppmと予測され、評価の指標とした「日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下」を満足する。なお、将来予測濃度（年平均値）に対する設備の稼働に伴う寄与率は0.9%である。</p> <p>【駐車場の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来予測濃度（年平均値）を日平均値の年間98%値に換算した結果が0.03069ppmと予測され、評価の指標とした「日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下」を満足する。なお、将来予測濃度（年平均値）に対する駐車場の供用に伴う寄与率は9.3%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来予測濃度（年平均値）を日平均値の2%除外値に換算した結果が0.04236mg/m³と予測され、評価の指標とした「日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下」を満足する。なお、将来予測濃度（年平均値）に対する駐車場等の供用に伴う寄与率は1%である。</p> <p>【関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来予測濃度（年平均値）を日平均値の年間98%値に換算した結果が0.027811～0.029634ppmと予測され、評価の指標とした「日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下」を満足する。なお、将来予測濃度（年平均値）に対する関連車両の走行による寄与率は0.60～7.34%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来予測濃度（年平均値）を日平均値の2%除外値に換算した結果が0.0400017～0.0400688mg/m³であり、評価の指標とした「日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下」を満足する。なお、将来予測濃度（年平均値）に対する関連車両の走行による寄与率は0.01～0.09%である。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2.騒音・振動	<p>工事の施行中</p> <p>【建設機械からの騒音・振動】</p> <p>建設機械からの騒音レベルの最大値は、造成工事ピーク時が70dB、建築工事ピーク時が68dBと予測され、評価の指標とした「指定建設作業に係る騒音の基準」を満足する。</p> <p>建設機械からの振動レベルの最大値は、造成工事ピーク時が70dB、建築工事ピーク時が57dBと予測され、評価の指標とした「指定建設作業に係る振動の基準」を満足する。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う騒音・振動】</p> <p>工事中交通量による騒音レベルは61～71dBであり、工事用車両による騒音レベルの増加分は1未満～3dBと予測した。</p> <p>予測地点のうちNo.4（美堀通り）、No.6、21（多摩大橋通り）、No.7、8（五日市街道）、No.11、12（江戸街道）、No.17（諏訪松中通り）及びNo.18～20（諏訪松中通り）の工事中交通量による騒音レベルは、環境基準を下回ると予測した。なお、No.17（諏訪松中通り）においては、工事用車両は走行しない計画である。</p> <p>その他の予測地点のうちNo.1（武蔵野通り）、No.5（大師通り）、No.9、10（五日市街道）、No.13（市道昭島48号線）及びNo.14（はなみずき通り）では、工事中基礎交通量（＝現況交通量）の走行に伴う騒音レベルが環境基準と同値またはわずかに下回る状況であり、工事用車両が走行することにより環境基準を上回ると予測した。</p> <p>また、No.2（松中通り）、No.3（宮沢中央通り）、No.15（江戸街道）及びNo.16（つづじが丘通り）では、工事中基礎交通量（＝現況交通量）の走行に伴う騒音レベルが環境基準を上回っている状況である。</p> <p>平日の夜間については、予測地点のうちNo.4（美堀通り）、No.6、21（多摩大橋通り）、No.11、12（江戸街道）、No.14（はなみずき通り）、No.17（諏訪松中通り）及びNo.18～20（諏訪松中通り）の将来交通量による騒音レベルは、環境基準を下回ると予測した。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>

表 1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5.水循環	<p>工事の施行中</p> <p>【地下水の水位、流況又は湧水量の変化の程度】 工事の施行中は、各計画建築物による根拠は、現地地盤から最大で約4.7mであり、根拠底面の標高は、現地調査結果の最も浅い地下水位（豊水期）よりも約5.0～9.8m高い標高に位置することから、地下水の水位に直接的な影響を及ぼす可能性は小さいと考えられる。また、基礎工事の掘削のための掘削は、打ち込み深さは根拠底面の深さの2倍の深さまでである。掘削と地下水位との差の最も少ないDC-8の掘削の標高は、地下水位より約1.4m高い位置に分布していることから、地下水の流動を阻害する可能性は小さいと考えられる。</p> <p>さらに、計画地で確認されている帯水層は、第1帯水層である立川礫層の浅層地下水層であり、計画地周辺にも広く連続して分布しているものと推察され、その帯水層に対して各計画建築物の地下水直接影響を及ぼす可能性は小さいと考えられる。</p> <p>これらのことから、地下水位の変動や帯水層に直接的な影響を及ぼすおそれは小さく、評価の指標とした「地下水等の状況に著しい影響を及ぼさないこと」は満足するものと考ええる。</p> <p>工事の完了後</p> <p>【地下水の水位、流況又は湧水量の変化の程度】 工事の完了後は、各計画建築物の地下部は現地調査結果の最も浅い地下水位（豊水期）よりも約5.0～9.8m高い標高になることから、地下水の水位に直接的な影響を及ぼす可能性は小さいと考えられる。また、計画地で確認されている浅層地下水層の立川礫層は、計画地周辺にも広く連続して分布しているものと推察され、それに対して計画建築物の地下部が関わる面積は限定的なものと考えられることから、地下水の流動に直接的な影響を及ぼす可能性は小さいと考えられる。さらに、本事業では、昭和の森ゴルフコースで使用していた深井戸から揚水を行わない計画である。</p> <p>これらのことから、地下水の水位や流況に直接的な影響を及ぼすおそれは小さく、評価の指標とした「地下水等の状況に著しい影響を及ぼさないこと」は満足するものと考ええる。</p> <p>【地下水涵養能の変化の程度】 昭島市においては、「昭島市宅地開発等指導要綱」により、雨水処理については、計画地内で地下浸透処理をしなければならないとされており、現況においても計画地内で地下浸透させている。工事の完了後は、計画地内において地下浸透させる計画である。</p> <p>計画地は昭和の森ゴルフコースとフオレスト・イン昭島館の敷地に大別され、前者の昭和の森ゴルフコースに降った雨はほぼ全量が直接地下に浸透している。</p> <p>後者のフオレスト・イン昭島館等の既存建物や舗装部等に降った雨はほぼ全量が同施設の雨水浸透施設を経て地下に浸透し、植栽地等に降った雨はほぼ全量が直接地下に浸透している。</p> <p>工事の完了後は、計画地外周部等に設置させる緑地や公園、各建築物敷地内に新設する緑地に降った雨はほぼ全量が直接地下に浸透する。計画建築物やその周囲の車路、通路、並びに新設道路に降った雨は、「昭島市宅地開発等指導要綱」を踏まえて算定された現況の雨水流出量に対し、9,346 m³/ha増加することになり、地下水涵養能は同量低下することになるが、必要な貯留能力を計画建築物敷地単位で駐車場や緑地等に分散させて整備することになるが、公共下水道に放流せず全量を緩やかに地下に浸透させていく。</p> <p>これらのことから、現況と工事の完了後の雨水が地下に浸透していく過程は変化するもの、評価の指標とした「雨水の地下浸透に著しい影響を及ぼさないこと」は満足するものと考ええる。</p> <p>【表面流出量の変化の程度】 本事業の実施により、表面流出量は、現況の19,319 m³/haから工事完了後は28,665 m³/haとなり、現況の雨水流出量に対し、9,346 m³/ha増加することになるが、その量を貯留する機能を有した雨水浸透施設等を整備する。</p> <p>本事業は、必要な規模を有した雨水浸透施設等を建築物敷地単位で駐車場や緑地等に分散させて整備する計画としており、これら雨水浸透施設等で集水・一時貯留した雨水は、公共下水道に放流せず全量を緩やかに地下に浸透させていく。</p> <p>そのため、これら雨水浸透施設等が機能すると考えられる。さらに、計画地内の公園・緑地における緑化を行い、雨水浸透の能力の維持・確保に努める。</p> <p>本事業で整備する雨水浸透施設の種別や規模、配置等の具体的な整備内容は、「昭島市宅地開発等指導要綱」に従い、工事着手前までに昭島市と十分な協議・検討していくことから、評価の指標とした「昭島市宅地開発等指導要綱」及び「都計画法」の規定に基づく開発許可等に關する審査基準」に定められている雨水処理に關する事項は満足するものと考ええる。</p>

表 1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6.生物・生態系	<p>工事の施行中及び完了後</p> <p>【植物相及び植物群落の変化及びその程度】 本事業の実施に伴い、計画地外周部や公園区域を除く範囲を変更するため、工事の施行中には多くの植物種は改変を受け消失する。工事中の低減措置として、残地部の林床への不意な立入等を制限することで現状の生育環境を維持するとともに、移植可能な個体については、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成26年、東京都）を参考に、移植負荷の簡性、移植の物理的な可容性を考慮して選定し、移植を図ることで影響が軽減されると予測した。</p> <p>工事の完了後は、現存樹木の移植がなされた緑地新たに創出される。計画地にも緑化がなされる。現況における確認種の多くは、人為的環境下での生育種であることから、これらの植栽の安定に伴い、計画地周辺から草本類の侵入、定着が考えられ、現況の植種構成が一定程度回復するものと考えられる。</p> <p>また、散策路などを計画しているが、散策路沿道でも、広場空間以外の空間においては、柵等を整備することで利用者には散策路以外に立ち入ることのないよう誘導していくことで、残置部の環境に著しい影響が生じることがないと予測した。</p> <p>計画地の植物群落については、主に昭和の森ゴルフコースを形成する残存・植栽樹群と人工草地は面積を大きく減少させることになり、その一部は計画地外周部や公園区域として、現況地形を生かすつつ、それら区域に生育する樹木は現位置で保存される。</p> <p>計画地内のこれら群落には、昭和の森ゴルフコース内で樹形に優れ、地域在来種（自然植生構成種）に該当し、移植負荷の簡性、移植の物理的な可容などで適合する樹木を移植するとともに新たに植栽し、群落のポテンシャルを向上させていく予定である。</p> <p>また、計画建築物の周囲には新たな緑地として新設緑地を計画し、緑化する予定である。計画地周辺については、本事業に伴う直接的な影響はなく、確認された植物群落は現況同様に維持されるものと考ええる。</p> <p>このように、主に昭和の森ゴルフコースを形成する残存・植栽樹群と人工草地は面積を大きく減少させるもの、計画地を含む地域全体の植物種、植物群落に対する変化の程度は小さいと考えられる。これらのことから、評価の指標とした「地域の生物・生態系に著しい影響を及ぼさないこと」は満足するものと考ええる。</p> <p>【動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度】 事業の実施に伴い、計画地外周部や公園区域を除く範囲を変更するため、工事の施行中には計画地の動物の生息環境は改変を受け消失する。そのため、工事の施行中は、移動能力に乏しい一部や草地、耕作地といった幅広い環境を利用する種であることから、段階的に造成していくことで計画地の現存樹林や代官山緑地、玉川上水緑道沿いの樹林及び計画地周辺に造成して移動・逃避すると予測した。また、低騒音型建設機械の採用や必要に応じて防音・パネルの設置等の環境保全措置を図ることにより、工事の影響は低減される。</p> <p>工事の完了後は、計画地外周部や公園区域に残存する樹木、それら区域に移植した樹木、新たに形成する緑地において、その環境の安定に伴って、現況で確認されていた一部の人工的な環境や緑の多い住宅地等に生息する種が、計画地を改めて利用するものと予測した。</p> <p>また、計画建築物の夜間照明や新設道路の街灯等については、照明の種類や光源の向きなどを配慮することで軽減でき、計画地内に新設される道路により、代官山緑地と北側の公園等は分断され、ロードキルの可能性が考えられることから、代官山緑地と北側の公園とを道路下でトンネルにより繋ぐようにアニュアルバスを敷設し、自然環境に配慮した池を創出するなど代償措置を図るとともに、玉川上水緑道沿いの散策路の照明は光源の種類や設置高さ及び光源の向きなどを配慮することと予測した。</p> <p>このように、主に昭和の森ゴルフコースとしての生息環境は変化するもの、計画地を含む地域全体の動物相、動物群集に対する変化の程度は小さいと考えられる。これらのことから、評価の指標とした「地域の生物・生態系に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考ええる。</p> <p>【水生生物相の変化の内容及びその程度】 本事業の実施に伴い、計画地内の池はすべて改変するため、工事の施行中には計画地の水生生物の生息環境は改変を受け消失する。そのため、工事の施行中は、移動能力に乏しい種は直接的な影響を受け消失するもの、移動能力が高い種は、計画地周辺の同様な環境に一時的に移動・逃避すると予測した。</p> <p>工事の完了後は、自然環境に配慮した池を創出することから、生息環境となることが見込まれ、生息して行くものと予測した。</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>

表 1(7) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目 6.生物・生態系 (つづき)	評価師の結論
	<p>このように、昭和の森ゾルンコース内の池やオオクス・イン昭和館の池の生息環境は変化しているものの、もとより人工の池に生息していた水生生物に対する変化の程度は小さいと考えられる。これらのことから、評価師の指標とした「地域域の生物・生態系に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考ええる。</p> <p>【生息(青) 環境の変化の内容及びその程度】 本事業の実施に伴い、計画地で面積が最も大きい生息(青) 環境である残存・植栽樹群と人工草地等は面積を大きく減少させることとなるが、その一部は計画地外周部や公園区域として、現況地形を生かしつつ、それら区域に生育する樹木は現位置で保存される。また、その環境には昭和の森ゾルンコース内の現存樹木を移植や、新たな樹木の移植により緑地として再構築する。そのため、計画地に新たな生息(青) 基盤が創出・再構築される。なお、計画地に囲まれている代官山緑地の樹林は現状のまま維持される。</p> <p>また、自然環境に配慮した池を創設することから、生息環境の回復が見込まれる。さらに、計画地東側の計画建築物の形状や配置の検討にあたり、玉川上水までできるだけ距離を取る計画としており、玉川上水の樹林地等への風環境や日影の影響を軽減させている。</p> <p>これらのことから、計画地を含めた地域域の生息(青) 環境に対する変化の程度は小さいと考えられるため、評価師の指標とした「地域域の生物・生態系に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考ええる。</p> <p>【緑の量の变化の内容及びその程度】 本事業の実施に伴い、計画地で最も緑率の高い人工草地のほか、残存・植栽樹群、コナラ・クヌギ群等々の大部分が改変される。一方、工事の完了後は、樹木が移植された緑地や新設緑地が計画され、緑化がなされることから、工事の完了後における緑被率は20.6% (12.12ha) になると予測した。</p> <p>緑の体積は現況から減少し、工事の完了後の緑の体積は、残存・植栽樹群、新設緑地等の1,111,510 m³と予測した。また、樹木が移植された緑地や施設用地内に新たに創出される緑地が時間の経過と共に樹木が生長することにより、緑の体積を増加させていく。</p> <p>これらのことから、緑の量の变化の程度は軽減できるものと考えられるため、評価師の指標とした「地域域の生物・生態系に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考ええる。</p> <p>【陸域生態系の変化の内容及びその程度】 本事業の実施に伴い、現況で主な環境類型区分となっている「その他の緑」(残存・植栽樹群、人工草地) は面積を大きく減少させる。しかし、この類型区分は、人為的環境下での種が多くを占めており、工事の完了後には、計画地外周部や公園区域に残存する緑地の林縁や、この環境内に整備する散策路沿道において、周辺地域からの草類の侵入・定着が考えられる等、現況でみられた種構成が一定程度、回復するものと予測した。</p> <p>樹林については、計画地外周部や公園区域に残存する樹木や、それら区域に移植した樹木、新たに形成する緑地において、その環境の安定に伴って、植物、動物の生育、生息場としての機能は回復するものと予測した。</p> <p>注目される種である上位性のオオタカは、代官山緑地及び代官山緑地北側の公園を除いて本種の主な生息環境である樹林(植栽地)の大部分が消失する。また、営巣地である代官山緑地は故変しないが、代官山緑地の西側に隣接する樹林地の一部が改変され、営巣中心域が縮小されることから、代官山緑地の北側に公園を配置し、計画地の活力度の高い樹木等を移植、あるいは新たに緑地を整備することで、代官山緑地から北側の玉川上水緑道の樹林地に繋がる樹木の連続性を確保する。また、公園には開けた草地を計画し、樹林と草地が連続する緑地を確保し、隣接して緑地の各種の生息環境である小型鳥類が利用する場を確保するとともに、代官山緑地に隣接して南側の残存樹林地に新たな植栽を行い、樹林環境のポテンシャルを高め、営巣山と連続する樹林を確保するとともに、2階建ての地域貢献棟を建設することで、南側の飛翔空間を確保する。これらから、代官山緑地を中心に北側の玉川上水緑道の樹林地から南側にかけて飛翔空間が確保され、代官山緑地から玉川上水緑道に繋がる緑のネットワークが形成され、採食地となる開けた空間が創出され、生息環境への影響は軽減され、時間の経過とともに創化していくものと考えられる。</p> <p>計画地や計画地周辺の緑地及び如等及び多摩川の河川敷を餌場として広範囲に利用していると考えられ、計画地を除くこれら環境が大きく変化することは想定されないため、計画地周辺に餌場となる環境が広く分布したままとり、広域的には維持されることが考えられる。</p> <p>(次ページに続く)</p>

表 1(8) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目 6.生物・生態系 (つづき)	評価師の結論
	<p>また、上位性のタヌキは樹林や耕作地、草地といった幅広い環境を利用し、計画地周辺には樹林や耕作地、草地等の環境が残存し、計画地には樹木が移植された緑地が整備されることからオオタカと同様に時間の経過とともに創化していくものと考えられる。樹林や植栽樹群、草地といった幅広い環境を利用し、計画地周辺には樹林や耕作地、草地等の環境が残存し、計画地には樹木が移植された緑地が整備されることから、工事の完了後も引き続き、計画地の利用が考えられる。これらのことから、陸域生態系に対する変化の程度は小さいと考えられるため、評価師の指標とした「地域域の生物・生態系に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考ええる。</p> <p>【冬至日等における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 冬至日の8時から16時の時間帯における平均地盤面±0mの高さにおける計画建築物の時刻別日影は、8時に計画建築物の北西側に日影範囲が伸びて美堀通りや北側戸建て住宅、堀向通り付近まで及ぶが、9時には玉川上水及び玉川上水緑道付近まで日影範囲が狭まりと予測する。太陽が南中する12時に向けてさらに日影範囲は狭まり、その後16時に向けて計画建築物の北東側に日影範囲が伸びて玉川上水及び玉川上水緑道からはなみき通り付近、諏訪松中通り沿道の樹木施設等付近まで及ぶと予測した。</p> <p>また、冬至日の8時から16時の時間帯における平均地盤面±0mの高さにおける計画建築物の等時間日影は、計画地北側に隣接する玉川上水、玉川上水緑道及び計画地北東側に隣接する変電所敷地については最長で5時間以上の日影を及ぼすと予測するが、その他の日影の影響に特に配慮すべき施設等及び北側の住宅地については、3時間以上の日影を及ぼすことはないとして予測した。冬至日の平均地盤面±0mの高さにおける計画建築物の日影は、5m規制ラインを越えて2.5時間以上及ぶこと、かつ、10m規制ラインを越えて4時間以上及ぶことはないとして予測した。これらのことから、評価師の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制の基準」を満足するものと考ええる。</p> <p>【テレビ電波の遮へい障害及び反射障害】 計画建築物によるテレビ電波(地上デジタル放送)については、東京局広域局・東京局広域局については計画地の西方向に、八王子中継局及び衛星放送については計画地の北東方向に遮へい障害が生じる可能性があるとして予測したが、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、アンテナテレビの活用等の適切な電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消するものと考ええる。</p> <p>また、反射障害については、テレビ画質に影響を及ぼすほどの反射障害は生じないものとして予測した。</p> <p>これらのことから、評価師の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足するものと考ええる。</p> <p>【平均風向、平均風速、最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域範囲及び変化の程度】 本事業では、計画建築物の建設後の計画地内及び周辺の風環境は、予測を行った地点で風環境評価のランダムに変化は生じず、計画建築物の建設後も住宅街・公園等として評価される風環境であると予測した。また、予測地域域全体の面的な風環境評価においても計画建築物の建設前・後で著しい変化は生じていない。</p> <p>そのため、評価師の指標とした「計画建築物の建設後の風環境を、建設前から著しく変化させないこと」を満足するものと考ええる。</p> <p>さらに、昭和の森ゾルンコース内で活力度の高い樹木等の移植、及び敷地内緑地や道路沿道等への新植する樹木による更なる風の低減効果が見込めることから、計画建築物の存在は、計画地内及び周辺地域で建設前から著しい変化を生じさせないものと考えられる。</p>
8.電波障害	<p>【テレビ電波の遮へい障害及び反射障害】 計画建築物によるテレビ電波(地上デジタル放送)については、東京局広域局・東京局広域局については計画地の西方向に、八王子中継局及び衛星放送については計画地の北東方向に遮へい障害が生じる可能性があるとして予測したが、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、アンテナテレビの活用等の適切な電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消するものと考ええる。</p> <p>また、反射障害については、テレビ画質に影響を及ぼすほどの反射障害は生じないものとして予測した。</p> <p>これらのことから、評価師の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足するものと考ええる。</p>
9.風環境	<p>【平均風向、平均風速、最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域範囲及び変化の程度】 本事業では、計画建築物の建設後の計画地内及び周辺の風環境は、予測を行った地点で風環境評価のランダムに変化は生じず、計画建築物の建設後も住宅街・公園等として評価される風環境であると予測した。また、予測地域域全体の面的な風環境評価においても計画建築物の建設前・後で著しい変化は生じていない。</p> <p>そのため、評価師の指標とした「計画建築物の建設後の風環境を、建設前から著しく変化させないこと」を満足するものと考ええる。</p> <p>さらに、昭和の森ゾルンコース内で活力度の高い樹木等の移植、及び敷地内緑地や道路沿道等への新植する樹木による更なる風の低減効果が見込めることから、計画建築物の存在は、計画地内及び周辺地域で建設前から著しい変化を生じさせないものと考えられる。</p>

表 1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
10 景観	<p>工事の完了後</p> <p>【主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 主要な景観構成要素は、現況の「敷地境界沿いに林立した樹木等、防球ネット、宿泊施設等」から、工事完了後の「計画地外周において現位置保存する樹木、それら周辺に可能な限り移植・新植する樹木、計画建築物、新設道路」に変化する。 工事完了後の計画地近傍の景観は、計画建築物や新設道路が加わるが、玉川上水や玉川上水緑道沿いの樹木と計画地外周に現位置保存する樹木等で一定程度覆われる。このことから、現況と同様に樹木を主体とした景観が構成されるため、大きな変化はないと予測した。</p> <p>計画地東、南、西側に広がる市街地景観に対しては、計画建築物が新たに加わるが、市街地を構成する既存建物で形成されるスカイラインから大きく突出しない。このことから、既成市街地と馴染み、市街地景観として大きな変化はないと予測した。</p> <p>北側に広がる田園景観に対しては、既成の戸建て住宅、低・中層集合住宅を越しに計画建築物が新たに加わるが、周辺建築物群で形成されるスカイラインから大きく突出しない。このことから、低・中層集合住宅や畑地が混在する田園景観として大きな変化はないと予測した。</p> <p>このように、地域景観の特性に大きな変化はないと考えられるため、評価の指標とした「周辺景観との調和を図ること」は満足するものと考えられる。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 本事業では、造成範囲外で生育状況が良好な樹木は、樹種の種類、シンボル性等を考慮した上で可能な限り現位置保存することとしている。また、造成範囲内に生育している樹木は、樹形に鑑み、地域在来種（自然植生構成種）であるものを中心に可能な限り移植する計画としている。さらに、玉川上水沿いに配置する計画建築物の外壁の位置を敷地境界からセットバックし、計画建築物を分棟・雁行配置などの工夫を行う計画としている。</p> <p>そのため、代表的な眺望地点のうち、「玉川上水景観基本軸」内に設定した近景域の眺望地点では、前景に樹木の幹やセットバックした空間により、視野を占める計画建築物の割合が軽減され、緑と調和した眺望景観になると予測した。</p> <p>そのほかの近景域の眺望地点では、現位置保存する樹木等や計画地に隣接する既存建物越しに計画建築物の側面や頂部の一部が新たに出現することになる。特に計画地北側の眺望地点では、前景が開けている眺望地点が多いため、視野を占める計画建築物の割合が大きくなるが、周辺建築物群で形成されるスカイラインから大きく突出しない。このことから、既成の市街地景観や田園景観と調和した眺望景観になると予測した。</p> <p>中景域の眺望地点では、既存建物越しに計画建築物の頂部の一部などが新たに出現してスカイラインを一部変化させるが、この新たに出現する計画建築物は既存建物と同程度の規模であり、現状の市街地景観を大きく変化させるものではないと予測した。</p> <p>このように、計画地周辺の代表的な眺望地点からの眺望は、近景域では現位置保存または移植する樹木等、既成の市街地景観や田園景観と調和、中景域では現状の市街地景観を大きく変化させるものではないため、評価の指標とした「眺望に著しい影響を与えないこと」は満足するものと考えられる。</p> <p>なお、眺望地点からの眺望の変化をさらに軽減させるため、「玉川上水景観基本軸」の景観形成基準に基づき、計画建築物の外壁は、周辺景観との調和に配慮した色彩や意匠とするなどの検討を行うっていく。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】 形態率の変化の程度は、フェリス・イン昭和館近傍の子割地点を除いて0.3～8.8%の増加となり、フェリス・イン昭和館近傍の子割地点は、当該建築物が現況よりも高さの低い地域貢献施設に建て替わることで0.4%減少すると予測した。</p> <p>本事業では、造成範囲外で生育状況が良好な樹木は、樹種の種類、シンボル性等を考慮した上で可能な限り現位置保存を行う計画としている。また、造成範囲内に生育している樹木は、樹形に鑑み、地域在来種（自然植生構成種）であるものを中心に可能な限り移植する計画としている。さらに、玉川上水沿いに配置する計画建築物の外壁の位置を敷地境界からセットバックし、計画建築物を分棟・雁行配置などの工夫を行う計画としている。</p> <p>これら計画により、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」は満足するものと考えられる。</p>

表 1(10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
11 史跡・文化財	<p>工事の施行中</p> <p>【史跡・文化財の周辺の環境の変化の程度】 計画地内には、周辺の指定文化財並びに埋蔵文化財は存在しない。計画地北側に近接して、国指定史跡の「玉川上水」がある。</p> <p>本事業の造成工事範囲は、主に昭和の森ゴルフコース及びフェリス・イン昭和館の敷地内のみであり、玉川上水敷地を改変する工事は実施しない。また、玉川上水沿いの地形、植生等への環境配慮から、東側、西側敷地ともに玉川上水と接する北側は、現地地形や樹木を活かした残存緑地としていくこと、工事において可能な範囲で低擾動工法を採用していく。さらに、間接的な影響が生じないよう、反則等を整備することで計画地内からの飛散や玉川上水敷地内の樹木を襲って伐採しないよう十分注意していく。</p> <p>そのほか、埋蔵文化財の存在が工事の施行中に計画地内で確認された場合は、昭島市教育委員会等の関係機関へ速報なく報告し、「文化財保護法」等に基づき適正に対処していく。</p> <p>また、玉川上水沿いに整備される緑地は左岸側のみであるため、工事の施行中において、玉川上水を含めた緑地利用に対しては、直接的な影響を及ぼすことはない。</p> <p>これらのことから、評価の指標とした「文化財保護法」等に定める現状変更の制限、発掘等に関する規定、並びに「史跡玉川上水保存管理計画書」で整理されている保存管理方法及び周辺環境の保全の方向性を遵守すること」を満足するものと考えられる。</p> <p>工事の完了後</p> <p>【史跡・文化財の周辺の環境の変化の程度】 本事業では、東側、西側敷地の北側に接している玉川上水沿いに緑道（地区施設として幅5m）を確保し、その幅内に散策路を整備する計画である。西側敷地では計画地北西部にある上水公園と接続させていく計画である。</p> <p>この散策路の利用にあたっては、特に利用者の制限を設けないことから、玉川上水の左岸側と同様、敷地内に立ち入ることができない侵入防止柵の再整備を関係機関と調整していくことで、国指定史跡の「玉川上水」の敷地内の環境が踏圧等による影響を受けることがないよう対策を講ずる。</p> <p>また、緑道内に整備する散策路と連続する計画地内のオーグレンスベークスには地域の在来種を基調とした樹木の列植や季節を感じることでできる植栽計画とするため、玉川上水沿いの植生にも適合し、環境を著しく変化させることのできる植栽計画とするため、玉川上水沿いの植生にも適した樹木等を選んで伐採、選定したりしないよう十分注意して管理していく。</p> <p>なお、玉川上水付近の日影の変化については、太陽高度が最も低い冬至日には、玉川上水及び玉川上水緑道の一部に日影を及ぼす可能性があるものの、春秋から夏至日においては日影を及ぼすことはないと予測した。また、工事の完了後の風景環境は、現況から著しい風景環境の変化はなく、住宅街・公園等として許容される風景環境であると予測した。また、本事業では、地上部に設備を設置する計画とはしていないため、設備の稼働が玉川上水付近に対して直接伝播することはないと予測した。さらに、玉川上水及び玉川上水緑道付近の景観は、計画建築物や新設道路が加わるが、玉川上水や玉川上水緑道沿いの樹木と計画地外周に現位置保存する樹木等で一定程度覆われる。このことから、現況と同様に樹木を主体とした景観が構成されるため、大きな変化はないと予測した。</p> <p>これらのことから、評価の指標とした「文化財保護法」等に定める現状変更の制限、発掘等に関する規定、並びに「史跡玉川上水保存管理計画書」で整理されている保存管理方法及び周辺環境の保全の方向性を遵守すること」を満足するものと考えられる。</p>

表(111) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
12.自然とのふれあい活動の場	<p>【自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度】 本事業では工事の施行中において、信号交差点、横断歩道が整備されている箇所以外は安全施設（ペデストリアン・ガードレール・ガードパイプ、街路樹・街路植栽）がほぼ整備されている主要幹線を閉鎖車両ルートとしているほか、計画地のゲートでは適宜交通誘導員を配置する計画としている。</p> <p>工事開始初期から地味貫徹機が竣工するまでの期間は、代官山緑地に至るウエーキングコースの一部を変更する必要があるが、具体的な対応は関係機関と調整し、利用者に対して仮設の誘導看板等で代替ルートをわかりやすく示していく等の配慮を行っていく考えである。</p> <p>また、施工計画の立案にあつては、工事の集中を回避させるために段階的な工事の実施を計画するほか、工事用車両の運行計画立案にあつても、極力分散させるために段階的な工事の実施を計画することとなる要因の制御を図ることから、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路を妨げることはないと予測した。</p> <p>これらのことから、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場までの利用経路を妨げないこと」は満足すると考える。</p> <p>【自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化】 計画地に近接する玉川上水敷地（緑道を含む）、上水公園及び代官山緑地は、本事業の工事区域外であるため、本事業の工事による直接改変はない。そのため、これら施設が持つ機能に直接的な変化を生じさせることはないと考ええる。</p> <p>また、工事の施行中においては、自然との触れ合い活動の場やその周辺、利用者の対して間接的な影響を生じさせる可能性があるが、万能鋼板やガードパイプ等による仮囲いの設置により安全性を確保していくこと、強風時には埃等の飛散防止のための散水を実施していくこと、計画地外周部の既存樹木を可能な限り残存させることなどにより影響を低減していく考えである。</p> <p>これらのことから、評価の指標とした「玉川上水の周辺環境の保全を図ること」は満足すると考える。</p> <p>【自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度】 本事業では工事の完了後において、信号交差点、横断歩道が整備されている箇所以外は安全施設（ペデストリアン・ガードレール・ガードパイプ、街路樹・街路植栽）がほぼ整備されている主要幹線を閉鎖車両ルートとして計画しているため、工事の完了後に計画地周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路を妨げることはないと予測した。特に代官山緑地については、地味貫徹機が使用されることで開かれた緑地環境となり、その利用経路は、現況よりも利便性のある利用経路に変化すると考える。</p> <p>更なる安全性の向上のため、物流施設の入居企業には地域特性を理解していただいたうえで、通勤、教育施設等の登校時間への配慮した運行計画や、走行ルートのルール化、安全運転の徹底等を依頼していく。</p> <p>これらのことから、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場までの利用経路を妨げないこと」は満足すると考える。</p> <p>【自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化】 計画地内の現況の緑地環境は、昭和の森ゴルフコースやアオノスト・イン昭昭館の利用者のための緑地環境となっている。本事業では、計画地内に緑道（散策路）や公園を整備していくことでは、開かれた緑地環境（約 10ha）を整備していく計画である。この緑地環境の整備にあつては、上水公園や代官山緑地とつながりを持たせていくことで既設の自然との触れ合い活動の場と一体の環境としていく。その効果として、自然の観察や体験、学習、研修等の機能、散策等の機能、野外レクリエーションの機能が充実すると予測した。</p> <p>さらに、計画地外周部の既存樹木を可能な限り残存させる計画であるほか、昭和の森ゴルフコース内で、活力度の高い樹木等の移植等により、景観の極端な改変が生じにくいこと、さらに敷地内緑地には主に在来種を植栽していくことで、玉川上水沿いやそれらに接する公園等を含めた緑地も充実していくと予測した。</p> <p>そのほか、本事業では、開かれた緑地環境を広く一般に提供できる計画であることから、特に昭島駅方面からは、計画地内を縦断して玉川上水までアオノストすることが可能となる。また、計画地付近の玉川上水緑道は、これまで左岸側のみが整備されていたが、本事業によって右岸側である計画地内にも散策路が一般開放されるため、地域の自然との触れ合い活動の場が持つ機能は、より充実すると予測した。</p> <p style="text-align: right;">(次ページにつづく)</p>

表(112) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
12.自然とのふれあい活動の場(つづき)	<p>なお、上水公園や玉川上水緑道沿いの一部には冬至日の時期、代官山緑地の一部には年間を通じて日影の影響が生じることが、その範囲が狭く位置にあるため、冬季でも生長条件に著しい影響を及ぼすことはない。樹木に對しては樹冠部が高い位置にあるため、冬季でも生長条件に著しい影響を及ぼすことはない。また、工事の完了後の計画地化に伴う自然との触れ合い活動の場周辺の風環境は、現況から著しい風環境の変化はなく、住宅街・公園等として許容される風環境であると予測した。さらに、上水公園や玉川上水緑道等の自然との触れ合い活動の場周辺への設備設置による影響は、地域に定まれる基準を満たすほか、計画地内で現況のまま残存する樹木、移植する樹木、新植する樹木によって更なる騒音の低減効果などが見込めると予測した。これらのことから、評価の指標とした「玉川上水の周辺環境の保全を図ること」は満足すると考える。</p>
13.廃棄物	<p>【既存建築物の解体に伴う建設廃棄物の種類、排出量、再資源化量及び処理・処分の方法】 既存建築物等の解体に伴う建設廃棄物の発生量及び伐採樹木量は約 52,078 t、再資源化等量は約 51,112 t と予測した。</p> <p>建設廃棄物は分別を徹底し、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和 6 年度達成基準値及び「昭島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に示される総資源化率の令和 13 年度目標を踏まえて、可能な限り再資源化等に努める計画である。また、再資源化等が困難なものについては、運搬・処分等の許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託して処理・処分を行い、その状況はペーパードキュメントにより確認する。</p> <p>これらのことから、評価の指標とした『循環型社会形成推進基本法』等に定める事業者の責務を果たすこと、及び「本事業の再資源化等率目標値」を満足するものと考ええる。</p> <p>【建設工事に伴う建設廃棄物の発生量、排出量、再資源化量及び処理・処分の方法】 建設工事に伴う建設廃棄物の発生量は約 45,059 t、再資源化等量は約 43,463 t と予測した。また、建設発生土の排出量は約 400,133 m³、再利用率は約 352,117 m³ と予測した。</p> <p>建設廃棄物は分別を徹底し、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和 6 年度達成基準値を踏まえて可能な限り再資源化等に努める計画である。また、再資源化等が困難なものについては、運搬・処分等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して処理・処分を行い、その状況はペーパードキュメントにより確認する。</p> <p>建設発生土は、受入機関の受入基準との適合を確認したうえで場外搬出するなど、適正に処理する計画である。</p> <p>これらのことから、評価の指標とした『循環型社会形成推進基本法』等に定める事業者の責務を果たすこと及び「本事業の再資源化等率目標値」を満足するものと考ええる。</p>
14.温室効果ガス	<p>【施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度及びそれらの削減の程度】 計画建築物の二酸化炭素排出量は約 1,788,275 t-CO₂/年であり、基準建築物と比較した場合の削減量は約 395,931 t-CO₂/年、削減率は約 18.1% と予測する。</p> <p>本事業では、計画建築物の空調、照明等の設備機器は、導入時点での最新の高効率機器を採用することとし、特にチャージングにおいて、PUE1.4 以下の高効率な施設として設計していくことから、温室効果ガスの排出抑制が図られるものと考ええる。</p> <p>これらのことから、評価の指標とした『地球温暖化対策の推進に関する法律』、『環境確保条例』等に定める事業者の責務を果たすこと」を満足するものと考ええる。</p>

●東京都告示第六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年一月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年一月三十日

東京都知事 小池百合子

一(一) 路線名 角筈和泉町

二(一) 変更の区間 新宿区西新宿四丁目百八十番八十八地

先から同区西新宿三丁目二百四十三番一地先まで

三(一) 変更の概要 別図表示(1)のとおり

二(一) 路線名 環状六号

三(一) 変更の区間 新宿区西新宿三丁目二百十八番三地内

から同区西新宿四丁目百八十番二十九地先まで

三(二) 変更の概要 別図表示(2)のとおり

三(一) 路線名 新宿副都心十三号

三(二) 変更の区間 新宿区西新宿三丁目百八十二番五地内

から同区西新宿四丁目百八十番八十八地先まで

三(三) 変更の概要 別図表示(3)のとおり

別図

都道角筈和泉町線
 都道環状六号線
 都道新宿副都心十三号線
 新宿区西新宿四丁目～西新宿三丁目
 区域変更略図



編入区域

重用廃止区域

(1) 都道角筈和泉町線

延長 二九四・九五メートル

面積 二、〇三五・九二平方メートル

(2) 都道環状六号線(都道角筈和泉町線との重用廃止)

延長 一六・四九メートル

面積 一〇・二一平方メートル

(3) 都道新宿副都心十三号線

延長 一三・七三メートル

面積 七一・〇四平方メートル

(3) 都道新宿副都心十三号線(都道角筈和泉町線との重用廃止)

延長 一七・一七メートル

面積 一〇・七六平方メートル



重用編入区域

(1) 都道角筈和泉町線

(都道環状六号線との重用編入)

延長 四〇・二六メートル

面積 九六・八九平方メートル

(都道新宿副都心十三号線との重用編入)

延長 一〇・六九メートル

面積 一〇・七六平方メートル

(2) 都道環状六号線(都道角筈和泉町線との重用編入)

延長 一三・八四メートル

面積 四三・七二平方メートル